

改善報告書

大学名称 愛知大学 (大学評価実施年度 2021 (令和 3) 年度)

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本学は、2021 年度に大学基準協会による第 3 期機関別認証評価を受審し、「是正勧告」1 項目、「改善課題」4 項目の提言が付された。これらの提言を受け、全学的な内部質保証推進組織である自己点検・内部質保証委員会にて、今後の対応の方向性、各項目の改善を担当する関係組織を確認するとともに、毎年、同委員会が中心となって作成する自己点検・評価報告書の中でこれらの課題について取り上げ、大学として、定期的に改善状況を確認しながら、取組を進めていくこととした（資料 1-1）。

各提言への改善プロセス・体制については、本学の「内部質保証のための全学的な方針及び手続」に基づき、自己点検・内部質保証委員会のもと、所管する諸活動の運営について責任を負う関係組織及び委員会が中心となり、改善に向けた方策を検討していくこととした（資料 1-2 【ウェブ】）。各関係組織は、自己点検・内部質保証委員会からの要請を受け、各委員会等での検討を経て、本学の取組として適切かつ大学基準に適合する改善策を講じ、自己点検・内部質保証委員会へ改善状況の報告を行った（資料 1-3～1-6 【ウェブ】）。

上記のプロセス・体制で取組を進め、以下のように、全ての提言での改善を図った。

- ・ 是正勧告No.1（「基準 4 教育課程・学習成果」における特定課題研究審査基準）について、国際コミュニケーション研究科委員会での検討を経て、大学院学則第 29 条第 3 項を廃止することを確認し、2023 年度から大学院学則を変更した（資料 1-7～1-10）。
- ・ 改善課題No.1（「基準 2 内部質保証」における内部質保証プロセスの実質化）について、自己点検・内部質保証委員会によるフィードバックプロセスを強化することを目的として、2023 年度に実施した「学部・研究科の自己点検・評価」から、学部等の自己点検・評価結果に対し、学長（自己点検・内部質保証委員会委員長）が良い取組や改善すべき点のコメントを付し、自己点検・内部質保証委員会での確認を経てフィードバックする取組を開始した（資料 1-11）。
- ・ 改善課題No.2（「基準 4 教育課程・学習成果」における教育課程の編成・実施方針の公表）について、明示すべき事項の記載の徹底を図るため、2022 年度に、自己点検・内部質保証委員会において全学統一して様式を見直し、これに基づき、各学部等において学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針（以下、「3 つのポリシー」）の見直し・点検を実施した（資料 1-12）。
- ・ 改善課題No.3（「基準 4 教育課程・学習成果」における学修成果の測定）について、改善課題 No. 2 の対応の中で、自己点検・内部質保証委員会において各学部・研究科が設定した学修成果の測定方法が適切かどうか等を確認した（資料 1-13、1-14）。また、大学院委員会において学位授与方針に基づき、学修アンケートの結果を確認・評価し、修士課程・博士後期課程の課題や改善点の検討、法務研究科において教員自己評価により

各授業での学位授与方針に示した能力・素養の涵養について評価・集計し、結果を法務研究科教授会で共有する等の取組を実施した（資料 1-15、1-16）。

- ・ 改善課題No.4（「基準 5 学生の受け入れ」における大学院の定員管理）について、大学院委員会及び各研究科委員会において検討を進め、2023 年度から本学学部生の大学院授業科目履修制度の新設、2024 年度から経済学研究科経済学専攻修士課程、文学研究科日本文化専攻修士課程、文学研究科地域社会システム専攻修士課程、文学研究科欧米文化専攻修士課程、国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻修士課程の学生定員の変更、2026 年度から法学研究科公法学専攻博士後期課程及び同研究科私法学専攻博士後期課程の再編統合による法学研究科法学専攻博士後期課程法学専攻の設置届出等を行った（資料 1-17～1-19）。

<根拠資料>

- ・ 資料 1-1 「2022 年度第 1 回自己点検・内部質保証委員会議事録」
- ・ 資料 1-2 「内部質保証のための全学的な方針及び手続」
<https://dl1.dl.multidevice-disc.com/dl/24756-3a949a2e9922490a3141b8e2ef9d30c2>
- ・ 資料 1-3 「愛知大学自己点検・評価報告書 2021 年度」
<https://pl.ssl-dl.jp/dl/45315-2fb604f35c72558996287fdce9b3cdd8>
- ・ 資料 1-4 「愛知大学自己点検・評価報告書 2022 年度」
<https://pl.ssl-dl.jp/dl/50596-f0fda08299178828b376a3c5543dd1e9>
- ・ 資料 1-5 「愛知大学自己点検・評価報告書 2023 年度」
<https://pl.ssl-dl.jp/dl/57275-b68d654f50b3c817718a850dc055d772>
- ・ 資料 1-6 「愛知大学自己点検・評価報告書 2024 年度」
<https://pl.ssl-dl.jp/dl/68465-7133da539dce14232aea85381bb225c6>
- ・ 資料 1-7 「認証評価における国際コミュニケーション研究科への是正勧告に対する対応について」
- ・ 資料 1-8 「2022 年度第 1 回国際コミュニケーション研究科委員会議事録」
- ・ 資料 1-9 「2022 年度第 4 回大学院委員会議事録」
- ・ 資料 1-10 「愛知大学大学院学則の一部変更について（規程公示 第 2022-40 号）」
- ・ 資料 1-11 「2023 年度第 10 回自己点検・内部質保証委員会議事録」
- ・ 資料 1-12 「3 つのポリシーの点検・見直しについて（ご依頼）」
- ・ 資料 1-13 「2022 年度第 11 回自己点検・内部質保証委員会議事録」
- ・ 資料 1-14 「2022 年度第 12 回自己点検・内部質保証委員会議事録」
- ・ 資料 1-15 「2023 年度第 1 回大学院委員会議事録」
- ・ 資料 1-16 「2023 年度第 1 回法務研究科教授会議事録」
- ・ 資料 1-17 「学部生の大学院授業科目早期履修に関する規程の制定について（規程公示 第 2022-31 号）」
- ・ 資料 1-18 「愛知大学大学院学則の一部変更について（規程公示 第 2022-43 号）」
- ・ 資料 1-19 「愛知大学大学院学則の一部変更について（規程公示 第 2025-12 号）」

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	国際コミュニケーション研究科修士課程では、大学院学則において特定の課題についての研究成果をもって修士論文の審査に代えることができることが規定されているにも関わらず、固有の審査基準を設けていないため、是正されたい。
	大学評価時の状況	多様な経験や国際的視野を持ち、高度で専門的な職業能力を有する人材の育成を重視する観点から、修士課程在籍学生が実践で得られた知識や経験に基づき作成した特定課題研究のうち、優れたものを修士論文の審査に代えることができる旨を大学院学則第 29 条第 3 項に定めていたが、その審査は「学位論文審査基準」に準じて行うこととしており、特定課題研究の固有の審査基準を設けていなかった。
	大学評価後の改善状況	国際コミュニケーション研究科委員会において、仮に優れた特定課題研究がなされた場合、当該学生は修士論文の作成能力も当然有しているものと考えられることから、修士論文を作成し、それを評価の対象とすべきであると判断し、大学院学則第 29 条第 3 項は廃止することを確認した（資料 1-7、1-8）。この確認に基づき、同学則第 29 条第 3 項の規定について、大学院委員会（2022 年 7 月 14 日開催）の審議を経て、廃止を決定した（2023 年 4 月 1 日施行）（資料 1-9、1-10）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	—
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 2 内部質保証
	提言（全文）	「自己点検・内部質保証委員会」のもとで、「事業計画・事業報告」「学部・研究科の自己点検・評価」「課室別目標管理」の3つの自己点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に取り組む体制を構築しているものの、点検・評価結果に基づく「自己点検・内部質保証委員会」による改善のためのフィードバックが十分には行われていないため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	大学の内部質保証を推進する自己点検・内部質保証委員会が中心となり、大学全体の方針（内部質保証のための全学的な方針及び手続き）に基づき、自己点検・評価活動を実施してきた。各委員会においては、「事業計画・事業報告」に基づく事業計画の策定、中間評価、年度末の事業報告、各教授会・研究科委員会においては、「学部・研究科の自己点検・評価」、事務局においては、「課室別目標管理」に基づく目標設定、中間評価及び年度末評価について、それぞれ実施してきた。これら3つの自己点検・評価の取組の結果は、自己点検・内部質保証委員会に報告し、同委員会において、自己点検・評価サイクルが適切に循環していることを確認してきた。「学部・研究科の自己点検・評価」については、同委員会において学部・研究科の取組や事例の共有、改善課題の確認が行われ、必要に応じて改善・向上に向けた助言や指摘を行ってきた一方で、学部・研究科等において実質的に改善・向上につなげるための取組は十分に行われていなかった。また、「事業計画・事業報告」及び「課室別目標管理」については同委員会から関連組織に対する改善・向上に向けた助言や指摘を行うまでには至っていない状況であった。
	大学評価後の改善状況	大学評価の結果を受けて、本学では、自己点検・内部質保証委員会が中心となり、本指摘事項への対応を進めてきた。 「学部・研究科の自己点検・評価」については、

		自己点検・内部質保証委員会によるフィードバックプロセスを強化することを目的として、2023 年度より、学部等の自己点検・評価結果に対し、学長（自己点検・内部質保証委員会委員長）が良い取組や改善すべき点のコメントを付し、自己点検・内部質保証委員会での確認を経てフィードバックする取組を開始した。フィードバック結果は、各単位で確認・共有するとともに、大学協議会（旧呼称：大学評議会。以下同じ）にも報告・共有し、全学的な視点からも共有することで、質の向上を図る取組を進めた（資料 2-(2)-1-1～8）。 他方、「事業計画・事業報告」及び「課室別目標管理」については、従来どおり、取組を進めた。「事業計画・事業報告」については、中期計画「第 5 次基本構想」の下で毎年度作成し、5 か年の実行計画「アクション・プラン」の中で、各委員会及び各事務課室において事業計画に対する中間評価及び年度末評価を実施し、常務理事会（旧呼称：常任理事会。以下同じ）で確認するとともに、必要に応じて同理事会から各単位にフィードバックを行った。「課室別目標管理」については、各事務課室において中間評価及び年度末評価をそれぞれ実施し、局部長会議で確認するとともに、事務部の目標管理には事務局長が、課室の目標管理には所管する事務部長がコメントを付し、局部長会議で確認した上で各事務部・課室にフィードバックを行った。 前述のとおり、「事業計画・事業報告」は常務理事会が、「課室別目標管理」は局部長会議が中心となって取り組んでおり、自己点検・内部質保証委員会は直接的には関わっていないが、「事業計画・事業報告」及び「課室別目標管理」の取組状況及び結果は、自己点検・内部質保証委員会にも報告され、各取組の中で自己点検・評価、改善、フィードバックと共有という自己点検・評価サイクルが適切に行われていることを確認している（資料 2-(2)-1-9～16）。 また、これら 3 つの自己点検・評価活動については、毎年度、自己点検・内部質保証委員会が中心となって作成する自己点検・評価報告書において、当
--	--	---

	該年度の自己点検・評価活動に対する総括、各自己点検・評価活動に対する総評を実施した（資料 1-5、1-6【ウェブ】）。 このように本学では、自己点検・内部質保証委員会を中心に、これらの取組を通じて内部質保証の推進を図っている。
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	・資料 2-(2)-1-1「2023 年度 「学部・研究科の自己点検・評価」 基準毎の取り組み状況」 ・資料 2-(2)-1-2「学部・研究科の自己点検・評価結果<様式>【2023 年度自己点検・評価用】」 ・資料 2-(2)-1-3「2023 年度学部・研究科の自己点検・評価 自己点検・内部質保証委員会コメント（案）」 ・資料 2-(2)-1-4「2023 年度第 12 回自己点検・内部質保証委員会議事録」 ・資料 2-(2)-1-5「2024 年度 「学部・研究科の自己点検・評価」 基準毎の取り組み状況」 ・資料 2-(2)-1-6「学部・研究科の自己点検・評価結果<様式>【2024 年度自己点検・評価用】」 ・資料 2-(2)-1-7「2024 年度学部・研究科の自己点検・評価 自己点検・内部質保証委員会コメント（案）」 ・資料 2-(2)-1-8「2024 年度第 10 回自己点検・内部質保証委員会議事録」 ・資料 2-(2)-1-9「第 5 次基本構想 アクション・プラン及び事業計画に対する評価（2022 中間グラフ）」 ・資料 2-(2)-1-10「第 5 次基本構想 アクション・プラン及び事業計画に対する評価（2022 中間）」 ・資料 2-(2)-1-11「2022 年度第 10 回自己点検・内部質保証委員会議事録」 ・資料 2-(2)-1-12「第 5 次基本構想 アクション・プラン及び事業計画に対する 2022 年度末評価（グラフ）」 ・資料 2-(2)-1-13「第 5 次基本構想 達成度」 ・資料 2-(2)-1-14「第 5 次基本構想 アクション・プラン及び事業計画に対する評価（2022 期末）」 ・資料 2-(2)-1-15「2023 年度第 5 回自己点検・内

		部質保証委員会議事録」 ・資料 2-(2)-1-16「課室別目標管理（中間評価）（事業部）」
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
2	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	教育課程の編成・実施方針に、経済学研究科修士課程及び文学研究科地域社会システム専攻博士後期課程では、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	経済学研究科修士課程及び文学研究科地域社会システム専攻博士後期課程では、教育課程の実施に関する基本的な考え方はある一方で、教育方法や学修成果の評価等については教育課程の編成・実施方針に明示されていなかった。 ◆教育課程の実施に関する基本的な考え方 【経済学研究科修士課程】 経済学研究科修士課程では、「経済分析」「政策・地域」「世界経済」の 3 コースを設け、学生は、専修科目とした科目が属するコースを主専攻（修了要件の 1/2 の単位数）、もうひとつのコースを副専攻（修了要件の 1/4 の単位数）として履修することで体系的・系統的な研究が可能となるようにしている。また、学生の柔軟な履修を可能とするためセメスター制を導入し、2 単位科目を多く置いている。さらに、教育効果をより一層高めるため、学際的な総合科目（例：政治と経済特別講義）を設置し、他研究科科目の履修も一定の単位数の範囲で認めるようにしている。本研究科は、学部基礎を置き、その構成員も学部とほぼ重なっていることから、学部の教育内容との関連性にも配慮して授業科目を設定している。

	【文学研究科地域社会システム専攻博士後期課程】 文学研究科地域社会システム専攻博士後期課程では、必修の専修科目 1 科目 4 単位及び研究演習 4 単位を修得する。それ以外の専修科目についても、指導教授の指導の下で取得が可能としている。なお専修科目では、地域システムに関する専門的な知識、思考・分析力について修士課程のさらなる資質向上を目指している。研究演習は課程博士論文を作成するためのものであり、高度で専門的な研究方法と研究能力のさらなる向上を目指すこととしている。
大学評価後の改善状況	大学評価の結果を受け、まずは自己点検・内部質保証委員会において従来の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針（以下、「3つのポリシー」）を記載する様式の見直しを行った（資料 1-12、資料 2-(2)-2-1～4）。新しい様式では、教育課程の編成・実施方針について、教育課程の実施に関する基本的な考え方を具体的に示せるよう、「教育内容」「教育方法」「学修成果の評価」の各項目を設け、項目毎に箇条書きとする形式に改めた。新様式は、2024 年度以降入学生向けの 3 つのポリシーから適用するものとし、自己点検・内部質保証委員会から、本指摘を受けた研究科だけでなく、全ての学部・研究科に対して、新様式に基づき、教育課程の編成・実施方針の点検・見直しを要請した。各学部・研究科において、新様式に基づき、修正された 3 つのポリシーについては、自己点検・内部質保証委員会（2023 年 2 月 16 日、3 月 20 日（メール会議）開催）において、教育課程の編成・実施方針に、教育課程の実施に関する基本的な考え方が具体的に示されているか、認証評価で指摘を受けた内容が適切に明示されているか等を確認し、策定した（資料 1-13、1-14）。 策定後は、本学公式ホームページで公開するとともに、大学案内、大学院案内等に掲載し受験生にも周知するよう努めた（資料 2-(2)-2-5【ウェブ】）。 なお、3 つのポリシーについては、それ以降も、毎年度定期的に自己点検・内部質保証委員会から各学部・研究科に点検・見直しを要請し、最新化を図

		っている。
	「大学評価後の改善状況」の 根拠資料	・資料 2-(2)-2-1 「【記載例】3 つのポリシー (2024 年度以降)」 ・資料 2-(2)-2-2 「【新様式】3 つのポリシー (2024 年度以降) _学部」 ・資料 2-(2)-2-3 「【新様式】3 つのポリシー (2024 年度以降) _研究科」 ・資料 2-(2)-2-4 「2022 年度第 8 回自己点検・内部 質保証委員会議事録」 ・資料 2-(2)-2-5 「教育方針と取組み - 愛知大学」 https://www.aichi-u.ac.jp/profile/concept
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
3	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言 (全文)	修士課程・博士後期課程・専門職学位課程では、 各研究科の学位授与方針に示した学習成果の測定 が不十分なため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	下記のとおり、各研究科において学生が修了要件 を満たしているか確認を行ってきた一方で、学位授 与方針に示した学習成果の測定という点では十分 に対応できていなかった。 【修士課程・博士後期課程】 教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針に基 づいて、当該の研究科委員会で修了要件を満たして いるかを確認していた。また、修士論文・博士論文 の評価においては、論文審査の主査、副査が修士論 文と口頭試問をもとに評価を行い、その報告書を当 該の研究科委員会で回覧のうえ、修了判定を行って いた。その判定結果について、大学院委員会におい て改めて審議を行っていた。 【専門職学位課程】 法務研究科教授会において毎年行われる修了・進

		級判定で、法務研究科の学位授与方針に示した学習成果について、学生一人一人の達成状況を法務研究科専任教員全員で確認し、問題点や課題等を検討してきた。さらに、定期的開催される FD 協議会では、学生の学修状況を丁寧に確認するとともに、法務研究科の構成員全員で共有し、問題等が認められる学生については適宜対応策を検討した。演習科目が中心となる 2 年次、3 年次では答案の添削を通して学生の学習状況を個別に把握してきた。
	大学評価後の改善状況	大学評価の結果を受け、自己点検・内部質保証委員会において、No. 2 の改善と関連して、①学位授与方針に、修了要件（所定の単位の修得）だけでなく、学習成果として示した能力（資質、能力及び知識）を具体的に記載する、②教育課程の編成・実施方針に、それら学修成果の測定方法を具体的に記載する、③学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合性を具体的に表現する等の観点から、3 つのポリシーの様式の見直しを行った（資料 1-12、資料 2-(2)-2-1～4）。この新しい様式に基づき、自己点検・内部質保証委員会から、大学院委員会及び法務研究科教授会のほか、各学部も対象に加え、大学全体の方針（「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針」及び「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」）を踏まえて、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針について点検・見直しを要請した。 各学部・研究科において修正された学位授与方針と教育課程の編成・実施方針については、改めて自己点検・内部質保証委員会（2023 年 2 月 16 日、3 月 20 日（メール会議）開催）において、学修成果を把握・評価する指標や方法は適切であるか等を確認し、2024 年度入学生用の 3 つのポリシーとして策定した（資料 1-13、1-14）。 策定後は、本学公式ホームページで公開するとともに、大学案内、大学院案内等に掲載し受験生にも周知するよう努めた（資料 2-(2)-2-5【ウェブ】）。 なお、3 つのポリシーについては、それ以降も、毎年度定期的に自己点検・内部質保証委員会から各

		学部・研究科に点検・見直しを要請し、最新化を図っている。 また、本指摘のあった修士課程・博士後期課程では、従来から学位授与方針に基づき、学修成果アンケートの結果を大学院委員会において確認・評価し、課題抽出と教育課程の改善要否について必要に応じて検討した（資料 1-15）。法務研究科では、毎年度末の教員自己評価で、各教員が担当する授業において学位授与方針に示された能力・素養の涵養に努めたかを評価する設問項目を設け、結果を集計し、法務研究科教授会で共有するとともに、法務研究科 FD 協議会で進級率・修了率の改善等の課題について検討することにより、学修成果の測定に努めている（資料 1-16）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	—
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
4	基準	基準 5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科博士後期課程、経済学研究科修士課程・同後期課程、経営学研究科博士後期課程では在籍学生がおらず、経営学研究科修士課程では 0.47、文学研究科修士課程では 0.07、同博士後期課程では 0.22、国際コミュニケーション研究科修士課程では 0.23、法務研究科専門職学位課程では 0.47 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	【修士課程・博士後期課程】 大学評価における指摘のとおり、在籍学生がいない、又は収容定員に対し在籍学生数が大きく下回っている現状が続いていた。これは、以前からの課題であり、2016 年度に策定された中期計画「第 4 次基本構想」や各年度の事業計画書において、大学院全

	体の改革・再編、入学定員の見直し、入学者増等を課題として取り上げ、対策を検討してきた一方で、改善に至っていない状況であった。この対応として、教学担当副学長を委員長、大学院長を副委員長とした「大学院再編等検討委員会」を立ち上げ、大学院の課題に対する施策について検討を行い、同委員会から示された「大学院で取組む具体的な施策について（答申）」（以下、「答申」）を踏まえて、大学全体として諸課題の対策に取り組む段階であった。 【専門職学位課程】 収容定員に対する在籍学生比率について、2020 年度は 0.47、過年度も 0.50 台と低い状況が続いていた。入学者確保のための施策として、法学部における法科大学院連携コースの導入、法科大学院修了者特別入学試験の導入、東京での受験会場の増設等、改善・向上に向けた取組を行っている段階であった。また、法科大学院は、法曹養成を最大の目的としており、入学者の量的担保より質的担保の要請の方が圧倒的に高くなっている。このため、定員数を超える入学試験受験者数はあっても、厳格な選抜を実施していたため、定員未充足の事態が生じていた。
大学評価後の改善状況	【修士課程・博士後期課程】 大学院再編等検討委員会から示された答申に基づき、大学院学則第 7 条に規定する経済学研究科、文学研究科日本文化専攻、同地域社会システム専攻、同欧米文化専攻、国際コミュニケーション研究科それぞれの修士課程の定員を減員することとし、大学院委員会（2022 年 9 月 22 日開催）の審議を経て、学則の改正を行った（2024 年 4 月 1 日施行）（資料 2-(2)-4-1、資料 2-(2)-4-2、資料 1-18）。2024 年度入試より、減員後の定員により学生募集を行っている。 また、法学研究科委員会（2023 年 11 月 16 日開催）において、法学研究科公法学専攻及び私法学専攻について 2026 年度から法学専攻（入学定員 5 名、収容定員 15 名）に改編することを決定し、大学院委員会（2024 年 3 月 15 日開催）の審議を経て、2026

		年度より、学生定員を変更することとした（2025 年 5 月事前相談書類を文部科学省に提出）（資料 2-(2)-4-3、資料 2-(2)-4-4、資料 1-19）。																																				
		<table><tr><th>研究科名</th><th>専攻名</th><th>入学定員 (変更前)</th><th>入学定員 (変更後)</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">法学研究科</td><td>公法学専攻 (博士後期課程)</td><td>3</td><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">2026 年度より学生募集停止予定</td></tr><tr><td>私法学専攻 (博士後期課程)</td><td>5</td></tr><tr><td></td><td>法学専攻 (博士後期課程)</td><td>—</td><td>5</td><td>2026 年 4 月設置予定</td></tr><tr><td>経済学研究科</td><td>経済学専攻 (修士課程)</td><td>15</td><td>5</td><td rowspan="5">2024 年度より入学定員を変更</td></tr><tr><td rowspan="3">文学研究科</td><td>日本文化専攻 (修士課程)</td><td>10</td><td>5</td></tr><tr><td>地域社会システム専攻 (修士課程)</td><td>10</td><td>5</td></tr><tr><td>欧米文化専攻 (修士課程)</td><td>10</td><td>5</td></tr><tr><td>国際コミュニケーション研究科</td><td>国際コミュニケーション専攻 (修士課程)</td><td>15</td><td>5</td></tr></table>	研究科名	専攻名	入学定員 (変更前)	入学定員 (変更後)	備考	法学研究科	公法学専攻 (博士後期課程)	3	—	2026 年度より学生募集停止予定	私法学専攻 (博士後期課程)	5		法学専攻 (博士後期課程)	—	5	2026 年 4 月設置予定	経済学研究科	経済学専攻 (修士課程)	15	5	2024 年度より入学定員を変更	文学研究科	日本文化専攻 (修士課程)	10	5	地域社会システム専攻 (修士課程)	10	5	欧米文化専攻 (修士課程)	10	5	国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻 (修士課程)	15	5
研究科名	専攻名	入学定員 (変更前)	入学定員 (変更後)	備考																																		
法学研究科	公法学専攻 (博士後期課程)	3	—	2026 年度より学生募集停止予定																																		
	私法学専攻 (博士後期課程)	5																																				
		法学専攻 (博士後期課程)	—	5	2026 年 4 月設置予定																																	
経済学研究科	経済学専攻 (修士課程)	15	5	2024 年度より入学定員を変更																																		
文学研究科	日本文化専攻 (修士課程)	10	5																																			
	地域社会システム専攻 (修士課程)	10	5																																			
	欧米文化専攻 (修士課程)	10	5																																			
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻 (修士課程)	15	5																																			
		このほか、大学院進学相談会の実施等、精力的に継続して学生募集活動を展開した（資料 2-(2)-4-5～7）。 これらの結果、収容定員に対する在籍学生数比率については、2020 年度当時から 2025 年 5 月現在で、経営学研究科修士課程は 0.47 から 0.57 に改善された。学生定員を見直した文学研究科修士課程は 0.07 から 0.10 に改善された。 また、2020 年度時点で在籍学生がいなかった研究科のうち、法学研究科博士後期課程は 2025 年 5 月時点で 0.07 に、経営学研究科博士後期課程は 0.13 に改善された（資料 2-(2)-4-8）。 このほかにも、学生募集を強化するための施策として、2023 年度から学部生の大学院授業科目早期履修制度を新設した（資料 1-9、資料 1-17、資料 2-(2)-4-9～11）。現在は、経営学研究科及び中国研究科修士課程の授業科目を対象に導入し、今後、実施効果等について検証していく予定である。 【専門職学位課程】 法務研究科では、法学未修者の受け入れに重点を置き、社会人にも門戸を開いた募集活動を継続して実施してきた（資料 2-(2)-4-12）。収容定員に対する在籍学生数比率は、2020 年度当時から 2025 年 5																																				

		月現在で、0.47 から 0.75 に改善された（資料 2-(2)-4-8）。 また、2021 年度から、本学法学部に「法科大学院連携コース」（法科大学院と連携して、法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程）を設置し、学生向けに専攻に係る説明会を実施した（資料 2-(2)-4-13）。2025 年度は、同コースから法務研究科法務専攻に 2 名の学生が入学した。今後は、本学法学部との連携を一層強化し、同コース生の確保に努めていく。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	・資料 2-(2)-4-1「大学院で取組む具体的な施策について（答申）」 ・資料 2-(2)-4-2「2022 年度第 5 回大学院委員会議事録」 ・資料 2-(2)-4-3「2023 年度第 5 回法学研究科委員会議事録」 ・資料 2-(2)-4-4「2023 年度第 11 回大学院委員会議事録」 ・資料 2-(2)-4-5「2024 進学相談会ポスター（春_校舎別）」 ・資料 2-(2)-4-6「2024 進学相談会ポスター（秋_校舎別）」 ・資料 2-(2)-4-7「2023 年度外国人留学生進学相談会一覧」 ・資料 2-(2)-4-8「大学基礎データ（表 2）」 ・資料 2-(2)-4-9「大学院経営学研究科の授業科目の早期履修について（案）」 ・資料 2-(2)-4-10「大学院中国研究科の授業科目の早期履修について（案）」 ・資料 2-(2)-4-11「愛知大学大学院学則の一部変更について（規程公示 第 2022-30 号）」 ・資料 2-(2)-4-12「一日法科大学院生（2024 年度案内）」 ・資料 2-(2)-4-13_法科大学院連携コースについて（2024 年度説明資料）
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	

	改善状況に関する評価	5	4	3	2	1
--	------------	---	---	---	---	---

